

執筆者:

E-mail✉ [宇野 伸太郎](#)

E-mail✉ [井浪 敏史](#)

E-mail✉ [村田 智美](#)

1. はじめに

本ニューズレターの本シリーズでは、世界の建設・インフラプロジェクトで最も広く使用されており、国際建設契約のスタンダードともいえる FIDIC 契約約款のポイントを複数回にわたって解説する。個別の条項の解説に先立ち、今回は FIDIC 契約約款において想定されているプロジェクトの流れを概観する。レッドブック 1999 年版、イエローブック 1999 年版、及びシルバークブック 1999 年版におけるプロジェクトの流れは概ね共通しているが、本稿ではイエローブック 1999 年版を前提とする。

2. プロジェクトの流れ

イエローブック 1999 年版におけるプロジェクトの主な流れは、以下及び次ページのチャートのとおりである。各条項の詳細は追って発行するニューズレターで取り上げる予定である。

(1) プロジェクトのマイルストーン

請負者が入札状(Tender)を提出し、発注者が入札受諾書(Letter of Acceptance)を発行すると、その時点で請負者と発注者との間で契約が成立することとなるが、イエローブック 1999 年版の 1.6 条では、請負者による入札受諾書の受領から 28 日以内に契約合意書(Contract Agreement)を別途締結することとされている(1.6 条)。なお、請負者が入札状を提出する期限の 28 日前は基準日(Base Date)と呼ばれ、FIDIC 契約約款で定められる様々なリスク分配の分岐点として重要な意味を持つ¹。また、請負者は、入札受諾書の発行から 28 日以内に履行保証(Performance Security)を差し入れることが求められる(4.2 条)。

エンジニアは、7 日前までに通知することにより工事開始日(Commencement Date)を特定するが、工事開始日は請負者による入札受諾書の受領から 42 日以内とされる(8.1 条)。請負者は、工事開始日から起算される所定の工期の間に工事を完成させなければならないが、これには完成時試験(Test On Completion)に合格することも含まれる(8.2 条)。

小規模な未了工事及び工事の利用に実質的な影響を与えない瑕疵を除き、工事が完成した場合には、発注者側から引渡証明書(Taking Over Certificate)が発行される(10.1 条)。引渡証明書の発行も重要なマイルストーンであり、請負者は、工期内に工事を完成させることができない場合には遅延損害金を支払わなければならないが(8.7 条)、引渡証明書に記載される完成日をもってかかる遅延損害金の責任を免れることになる。また、請負者は、原則として、引渡証明書に記載される完成日より後は工事及び資材についての管理責任(Care of the Works)を免れる(17.2 条)。

契約上別途の定めがある場合には、引渡証明書が発行された後に、完成後試験(Test After Completion)が行われる(12.1 条)。

請負者は、引渡証明書発行後も、瑕疵通知期間(Defect Notification Period)の満了日までに発注者から通知された瑕疵を是正しなければならない(11.1 条)。瑕疵通知期間は、特記条件書(Particular Conditions)で定められ、引渡証明書に記載される完成日から起算される。

瑕疵通知期間が満了した時点、又は瑕疵通知期間満了後にできるだけ早く請負者が請負者の技術関係書類を提出し、全ての工事・試験を終えた時点のいずれか遅い方から 28 日以内に、エンジニアは履行証明書(Performance Certificate)を発行する

¹ 例えば、請負者は、法制の変更により生じた工期遅延及び追加コストについてクレームすることができるが(13.7 条)、基準日より後に生じた法制の変更に限られる。

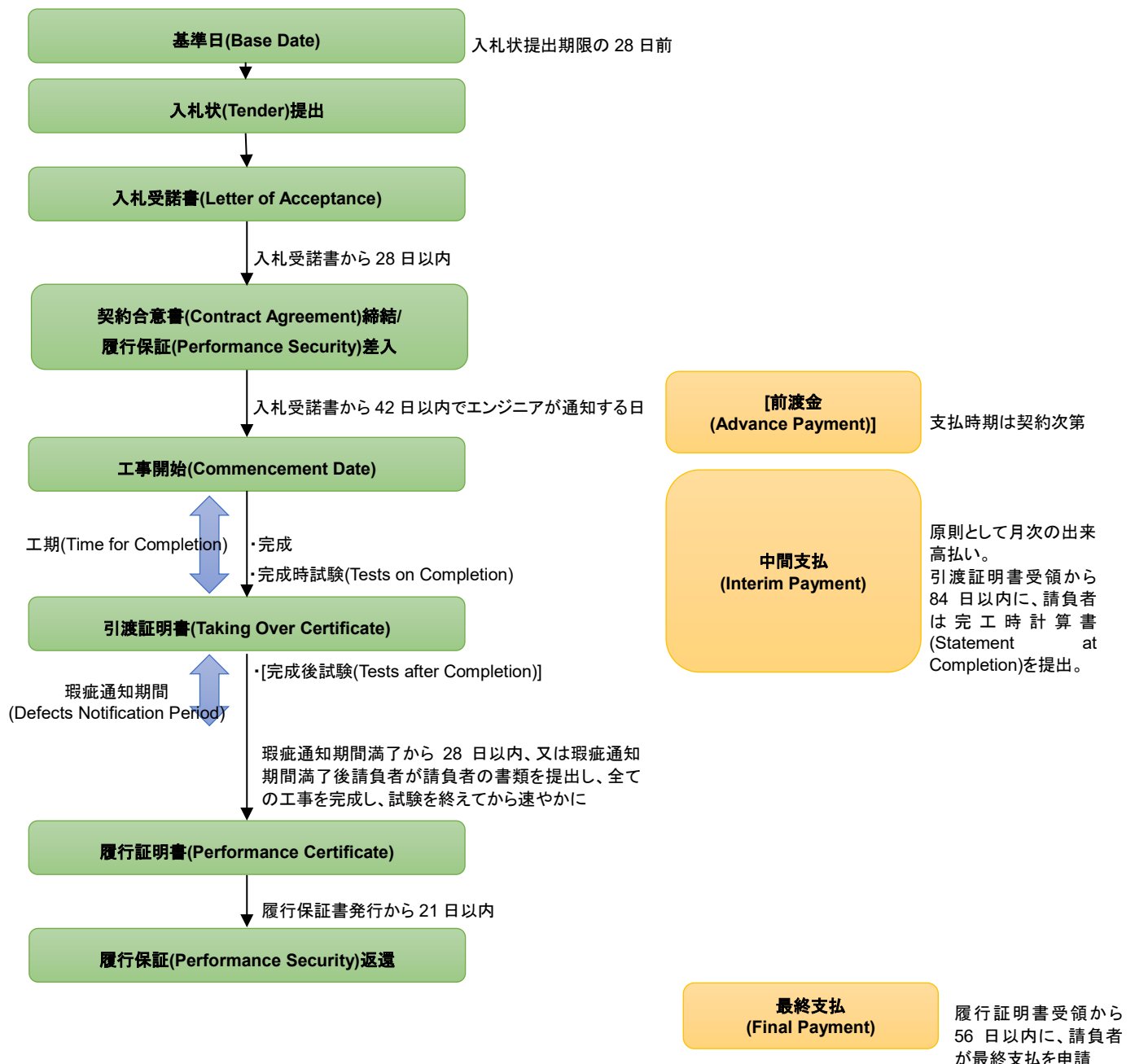
(11.9 条)。履行証明書が発行されると、①履行保証が返還され、②後述のとおり、最終支払のプロセスに進むことになる。

(2) 支払関係

発注者からの支払は、①前渡金(入札付属書に記載のある場合のみ。Advance Payment)、②中間支払(Interim Payment)、及び③最終支払(Final Payment)に分けられる。

前渡金は、請負者が動員に要するキャッシュフローを補うために発注者から提供される無利子のローンであり、契約金額の支払から控除する形で返済される。前渡金の支払時期等の詳細は入札付属書の記載による(14.2 条)。

契約金額については、原則として月次の出来高払いにより中間払いが行われる。そして、瑕疵通知期間が満了して履行証明書が発行されてから最終支払のプロセスに進み、請負者は工事代金の残額全ての支払を請求することになる(14.7 条)。工事物件の引渡後も一部支払が残る点で、引渡時にまでに全額が支払われるとの定めが通常である日本の建設請負契約とは異なっている。



当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 